

令和7年東郷町教育委員会7月定例会	
日時	令和7年7月28日(月) 午後1時30分 開会 午後2時24分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 総合調整監 樋口 美紀 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹邦一
会議録署名委員	鵜飼教育長 高坂委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 7月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第34号 町指定文化財の現状変更等許可申請書に係る答申について (生涯学習課) 議案第35号 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正に ついて(生涯学習課) 議案第36号 令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について (学校教育課) 議案第37号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について(学校教育課)
傍聴者	—

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 7 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と高坂委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、7 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と高坂委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>まずもって 1 学期の学校経営説明会につきまして、ご訪問くださりありがとうございました。1 学期の初めに私と部長とで訪問をしたほか、町長も訪問するなど様々な方が学校へ足を運んでご意見をいただいております。学校にとっては非常に貴重な機会になります。感謝申し上げます。</p> <p>7 月 10 日の校長会について、報告します。まず、議会広報紙における町議会議員の一般質問の見出し文に、不登校問題についてこのような文がありました。</p> <p>「適応するのは子供ではなく学校 画一化した教育システムから学びの多様化へ」というタイトルでして、校長先生の中には、「職員が一生懸命不登校対策に取り組んでいる中で、不登校になることがあたかも学校の教育システムに問題があるような表現があることに非常に違和感がある」という意見が校長会の中で出ました。現場感覚としては、「まあそうかな」と思います。</p> <p>議会広報紙については、編集元である広報広聴委員会の議員、東郷町議会事務局、発言されている議員本人に対して、校長会の様子を伝えました。ただし、校長先生方から広くお考えをお聞きし、意見を集約したわけでもなく、議決をしたわけでもありませんし、議員活動の自由は最大限保証されるべきであるとの観点から、あくまで「校長会の様子を伝える」に留めたことを御理解ください。議員の中でも賛否両論あるものの、「冊子の内容については自己責任」という考え方のようです。</p> <p>保護者のみならず世の中全体の「学校」「教育」に対する考え方は千差万別です。「学校のことを思い出したくもない。今でも先生も学校も大嫌い」という残念な学生時代を送ってきた方もいれば、そうでない方もいる。「千差万別」を理解しながら、「子どもたちのために」という絶対的な価値観を揺るがすことなく、様々な難題に、しなやかに、温かみをもって、柔軟に対応していきたいものです。</p> <p>2 点目です。各中学校区での生徒指導推進協議会の開催がありました。この会は、昭和 50 年代からの荒れた学校のために全国的にできた会です。このシステムもかなり年月が経過して、ある時は「要求や文句の会」になってしまう</p>

ことも経験してきました。会自体に制度疲労を感じたこともあり、スクラップ & ビルドの考え方のもと、コミュニティースクールへ転換していく時期なのかなと考えながら参加をしましたが、各校ともに「感謝を伝え合う」とてもよい雰囲気の会でした。しばらくの間は「あり」かなと思っています。

3点目は、「児童盗撮・SNSグループチャット共有事件」についてです。別冊でまとめておりますので、そちらをご覧ください。事の発端は6月終わりに逮捕の報道が出まして、通知が二つ出ています。1つ目が7月1日文部科学省から服務規律の徹底について、7月11日に愛知県教育委員会から信頼回復に関するものについて。この2つを受けまして、東郷町教育委員会としてこういう内容に取り組みますというのが1枚目の資料になります。下の6点が書かれています。1つ目が終業式で児童生徒へのメッセージを発出しました。本当は、終業式なので、「1学期よく頑張ったね」という会なので、こんな話をしなければならなかったのは本当に残念ですけれども、一番言いにくい話は校長先生がすべきだということで、子どもたちが2学期から安心して通学できるように、学校の信頼を回復できるような話をお願いしますと伝えています。終業式の校長式辞の中で話をしています。2点目は校長によりこの夏休み中に、全職員の面談を実施します。全職員ですので、県費、講師、町費全ての職員になります。3点目は学校点検です。盗撮ができてしまうような隙はないか、学校を点検するということで、学校で対応します。管理職対応になっている学校が多いです。また、先生たちの私的なスマートフォンでの児童生徒の撮影を禁止。もっと言うと教室への持ち込み禁止。職員室から私的なスマートフォンを出さないということでございます。前もお話しした通り、非常に使い勝手がいいので、校外学習だったり運動会でパッと撮ってホームページにあげたりということが、リアルタイムに行うことができることで、ホームページの質が向上する一面はあったのですが、その時代は終わったということで、私的なスマートフォンは使わないことになりました。次です。児童生徒が撮影された画像を管理して、持ち出しを禁止する。それから、教職員が児童生徒と私的なSNSでのやり取りを禁止する。これも従来通りです。メールアドレスを交換しない。会議室で二人きりにならないだとか、これまでもやってきたことですが、この辺りの徹底をしていきたいと思えます。

残念ながら7月17日に隣のみよし市の中学校で盗撮事件が報道され、今朝同じような盗撮がありました。今までは名古屋の学校といった事件が、明らかに隣ということで、子ども達にも動揺があるだろうということで、終業式にお話しています。

校長会の報告事項に戻ります。各学校における地域のつながりについてお話しさせていただきました。先日、東郷製作所に次年度の交通安全帽子の寄付を継続していただく依頼に行ってきたところ、企業が「地域貢献」をととても大切にしているという考え方をお聞きし、大変ありがたいなと感じています。学校も、地域に支えていただいていることへの感謝は伝えますが、一歩進んで学校が地域に貢献できないかと考えました。夏祭りや地域の行事への積極的な参加

	<p>を促し、職員の参加ができないかという投げかけをしました。</p> <p>また、カスタマーハラスメントが全国的な話題になっていますけれども、学校も長時間の電話や理不尽なクレームに接することがあります。一般的なカスタマーとは違い、子ども可愛さもありますので、「保護者の困りごとに寄り添う真摯な対応」と、「受忍限度を超えた執拗な要求に対する毅然とした対応」のバランスをいかにしてとっていくのかが、極めて重要であると考えています。実際にそれに類する案件について、弁護士にも法的な立場から助言をいただいたり、役場としての公的な機関としての対応の在り方についての検討をしていただいたりしました。校長先生は、職員や組織を守らなければならない立場の人間ですので、アウトラインをお示しして学校での対応の参考にしてもらいました。</p> <p>また、生推協の場で、出席者のお一人から個人的な考えではありますが、小学生の髪染め等、学習の場にふさわしい身なりについての問題提起がありました。あくまで家庭教育に関することですが、ピアスをしてきたり学校教育活動に支障をきたすような場合には学校でお話をしますが、一律に禁止するものではないと思っています。PTAや地域で学校に行くにふさわしいみだしなみについてお話しいただければなお伝えしました。</p>
教育長	<p>以上で 教育長からの報告を終わります。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>先ほどの盗撮に関する対応について、心配しています。子どもたちへの説明をされたということですが、その後の子どもたちへのケアがどのようになっているのか教えてください。</p>
教育長	<p>文書は、全て東郷町教育委員会として発出していますので、何かあったら、役場の電話番号へ連絡が来るようになっています。今のところゼロ件です。幸いなことに、校長先生や学校を信頼していただけているのかなと感じています。表立った質問やご意見はありません。</p>
委員	<p>今回の話を聞いた際に、子どもが「もう誰を信じたらいいか分からない」ということになった時、保護者が子どもに説明できなかつたりすると親も大変だと思っていましたが、今は大丈夫なのですね。</p>
教育長	<p>重篤な心の傷を負った心配がある場合には、スクールカウンセラーを学校に派遣する等、方法があります。一度にたくさんの相手はできないですが、子どもたちには、先生ではない大人に相談できるシステムがあります。</p>
委員	<p>管理職が学校の中の点検をされるということですがけれども、保護者の方に「施設をチェックします」だとか、「トイレをチェックする」といった事を出されるのであれば、点検を行った旨の結果報告のようなものがあつた方が安心だと思う。まずは学校ごとに結果をまとめてはどうか。全てを公開することはできないかもしれませんが、例えばトイレがOK、教室がOKといった形にすべきかなと思うのですが、いかがですか。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。今のところ、心平穏に夏休みを迎えましょうという</p>

## 【公開用】

	<p>ところで終わっていますので、結果を開示するかはまだ検討しているので、ご意見いただいた内容を検討したい。</p>
委員	<p>教育委員会として、そこまでやらないと、と思います。校長先生も安心して学校に来れることを説明するのに、例えば言葉だけではない何かがないと信頼感がないように思う。</p>
教育長	<p>保護者向け文書にこれをやります、という話をしているので報告はあった方がいい。</p>
委員	<p>学校点検の実施というのは、文科省から降りてきて行われるものですか。例えばガイドラインか何かがあるのでしょうか。それとも町独自でじっくりやってくださいねと言っているのかどちらですか。専門家に見てもらったりして、環境的にこうだよ、ここが危ないよというものがあると思います。先生たちに見てもらっただけでは、穴ができてしまうように思う。こんなことは、正直やりたくないことではあるのですが、やるのであればちゃんとしないと、やりましたというだけでは何の抑止効果にもならないので、抑止効果として、専門家に話を聞いたりして、「こういう場合はここに気を付けてください。」「ここは絶対チェックしてください」というガイドラインがあった上でやってもらった方が、学校の現場としても楽だと思う。ご検討いただきたい。</p>
教育長	<p>大変貴重なご意見だと思います。自分も何が危険なのかはわからない。</p>
委員	<p>する方にとっては好都合だったりするかもしれない。他の自治体の事例だったり、専門家の意見だったり知見のある方をお願いするのがいいのではないかなと思います。やった後のフィードバックは学校にお任せするよりは、統一されたもので報告があった方がいいように思いました。</p> <p>個人所有のスマートフォンの使用禁止は分かります。学校が管理するビデオ、カメラ、タブレットがあったら、どの道、送信機能で送ることができるように思うので、穴があるように感じる。仮に通信機能のない機器としてSDカードで撮影して記録していたとして、持ち出せたら何の意味もない。画像データはそういうものなので、これで大丈夫だというものではないと思っているので、本当に疑心暗鬼でいやですが、「SDカードも管理する。個人で持ち込ませない」もやらないといけない。こっそりやったら、誰も見ていない。結局やれてしまう。そういうことも含めて先ほど言った全職員の面談もそうですが、やれることをやっていかないといけないなと思います。ルールを作っていかなければならないのかな、と思う。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。おっしゃる通り、やろうと思えばできてしまうということと、やらないという心理的な教育と両輪でやっていかなければいけない。</p> <p>バランスよくやらないと。電子機器を一切禁止することはできないですよ。一人一台で学習タブレットとして使いましようと言っている中で、禁止することはできない。おっしゃられるとおりにやろうと思えばできてしまう環境で、なんとも難しいと感じます。管理とモラルのバランスを取らないといけないと思う。</p>

## 【公開用】

委員	チェックリストは作られていると思うのですが、実際に学校点検をされる方はわかりますか。
教育長	学校点検は、もともと安全点検として必ず行っています。それに合わせようかとも思いましたが、視点が違うだろうということで管理職が責任をもって全部見て廻ろうと分けて考えることにしました。建物は広いですが、例えば更衣室ですとか、トイレとかある意味限られてくると思っていますので、管理職ががんばってやれる範囲ではあると思う。
委員	校長会で話された東郷町議会議員が6月議会で不登校について質問されたと思いますが、昨日の中日新聞のチラシの中にその方のチラシが入っていた。不登校というものについて、この議員は一生懸命取り組まれているということだったのですが、この方だけでなく、他の委員からも同じような意見が出たということでしょうか。
教育長	この方、個人の考えです。不登校の原因は複合的で、生活の乱れだとか、スマホ云々で朝起きられないだとか、様々な要因があって、家庭が、学校がと言いつつ場面ではなくて、本当に複合的であるように思います。 もちろん学校が全く悪くない、問題がないとは言いません。「学力をしっかり補強してあげないと」と学校も真剣に努力をしています。
委員	やっていただけるとありがたいと思うのは、全教職員の面接と学校点検について、夏休み中にやられるということなので、できれば結果を始業式あたりで教育委員会がきちんと対応したということで報告できればいいと思うのですが、いかがですか。
教育長	夏休み中に実施しますが、厳密に言えば、非常勤講師とって授業だけの先生もおみえになるので少し9月にずれこみます。できる限り夏休みを実施するのですが、非常勤の方、時間給の方の面談は9月に実施することになります。始業式にというのは苦しいですが、なるべく早いうちにはと思っています。
委員	よろしくお願いします。
委員	面談ではどのようなことを聞かれるのですか。盗撮について聞いて答えると思えないのですが。
教育長	教職員のモラル一般についてです。例えば自分だったら、「この件についてあなたはどう思いますか」という聞き方をすると思います。それに対してどう答えるかというのが、大きいかなと思います。誘導ではなくて、その人の教師としての在り方を聞く。「盗撮しますか」とは聞かない。どのように考えているか、と聞くかなと思います。
委員	何項目かに分かれて聞くということですね。
委員	質問は校長先生に一任されているのですか。
教育長	そうです。例えば「デジタル機器の管理についてどうですか」だとか、「成績の管理をどうしているか」だとか、「私的なSNSの使い方はどうですか」個人の事情にズケズケ立ち入っても仕方がないかなとは思っていますので、恐らく校長先生はこういった問いかけをしながら面談していかれると思います。

委員	現職教職員は、給食の配膳員といった職員も含めて名前が載っている人が面談の対象ですか。
教育長	給食配膳員さんは、外れてしまうのですが、職員室にいる職員が対象です。子どもに関わる方全員を予定しています。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	<p>(1) 7月校長会について</p> <p>① 7月となり、スタンプラリーやゲームなど、児童会が工夫を凝らして、低学年から高学年の児童が一緒になって取り組める児童会活動を実施する学校や福祉実践教室やスマホ安全教室を行う学校もありました。 7月18日(金)全ての小中学校にて、1学期の終業式を行い、1学期が無事に終わりました。</p> <p>② 中学校では、運動部の愛知地区支所大会が、6月28日(土)、29日(日)、5日(土)、6日(日)に、無事に実施されました。どの学校の生徒たちも、本当によく頑張りました。なお、その上の大会である愛日大会については、7月19日(土)から7月25日(金)までの予定で、実施されます。</p> <p>③ 教職員の6月の在校時間については、80時間超が3名でした。これは、昨年度の6月に比べて、10名減ったこととなります。また、100時間超は0名でした。1学期末の成績処理を行う時期ではありましたが、各学校にて、成績処理の時間を確保するなどして在校時間が減ったと考えられます。今後も、各学校にて、教員の働き方改革を進めていきます。</p> <p>④ SSWは、学校、または、保護者からの要請に応じて、積極的にSSWとしての活動を進めています。今年度は、夏休みの前後、7月22日(火)、7月23日(水)、8月28日(木)、8月29日(金)、9月1日の5日間、電話相談を行います。 今後とも児童生徒や保護者、そして、学校のためになるSSW活動を続けていきます。</p> <p>⑤ 昨今、全国的に教職員による盗撮やわいせつ行為などの不適切な行為が報道されておりますが、校長会と臨時校長会にて学校の取組を確認しました。校長から職員には、県教委教育長のメッセージの紹介とガイドラインを基に指導が行われました。保護者に学校の取組を文書で発出するとともに、児童生徒にも周知しました。 校内の点検、夏休みには校長による職員との面談も行われます。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>それでは、「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。資料は1ページになります。 令和7年6月25日から7月22日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理しました事案については、資料のとおり2件です。 今回の案件については、過去に許可したものと概ね同様の内容でした。</p>

	以上で説明とさせていただきます。
学校教育課長	(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料は35ページになります。 令和7年6月25日から令和7年7月23日までに申請があり、認定した件数は219件です。 なお、今回新規認定の方は、いずれも昨年度からの継続の方で、資料の提出があったことから継続して認定したものです。 説明は、以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	愛知駅伝について、東郷町としての力の入れ具合を聞きたい。体育協会にお任せというわけではないと思いますが。
生涯学習課長	今年は第14回大会で優勝した際の監督にお願いすることができました。4月から毎週火曜日にいこまい館の芝生広場で練習しています。かなりの人数が集まって練習しています。
委員	長距離が得意な子どもが表面に出てこなくて分からないという話を聞いたことがある。県大会で優勝したことがある高校生から、どのように選手登録したらいいかわからなかったという話をされたことがある。情報がない中、選手を探すのは難しいとは思う。
委員	ボートの後援について、例年並みの開催内容ということで、許可されたということですが、十何回も実施しているイベントです。町民の方から、参加して楽しかったとか、良かったといったお声はあったりしますか。
学校教育課長	参加者の声というところまでは報告いただいていません。
委員	参加者は増えているのですか。
学校教育課長	年によって上下するとは思いますが、資料で確認する限りで判断しています。
委員	町民に対して、トヨタ紡織やデンソーの交流レガッタをあまり広報しないのではないかな。
委員	この事業自体、町民向けのイベントとしてではなく、場所的な部分で後援をしているということで、町民向けに周知はされていないということですよ。逆に言えば、企業の交流イベントにそんなに町民ばかり来られても、ということでもありますものね。
委員	町民が広く、とは書いてくださっているのですが、だからこその後援だということなのだと思いますが、そんなに広く来られてもきっと…。
学校教育課長	町としてこういう事業を全て広報紙でご案内するというのは、紙面も限られていますので、要点を絞って掲載をすることになります。
委員	そうすると、後援の名義はいらないのではないかと考えてしまいますね。両社の社員の振興を深めるのが一番の目的。二番目はボート競技の普及振興。陸上イベントを通じた町民との交流。やはり、町としては…
委員	ここに来てくださってもいいですよ、ということですよ。会社としては地

	域貢献という意味合いがあると思います。
委員	東郷町役場の職員のクルーを一艇くらい出すとかありませんか。
委員	申請書の参加対象者に役場、尾三消防有志と書かれている。
教育部長	対象者としては、役場と書かれていますが、出るかはわからない。
委員	絶対出てくださいね、ではないということですか。
教育部長	出てください、ではないです。
総合調整監	うちのナックルフォア艇を使うので、逆にこれに出て、町民レガッタに出ようという、地域のボート振興という意味合いだと思います。
委員	時期的には町民レガッタの前なのですか。
総合調整監	町民レガッタより前です。企業が持っているのは競争艇で、うちはナックルフォア艇を持っている。ナックルフォア艇を漕いで、町民レガッタに出ようねという流れができる。地上でのイベントは、町民に来てもらっていいですよということです。
委員	キッチンカーが出たりしていますね。
総合調整監	数年前までは、当日おみえになるのはデンソー等企業の方ばかりだったのが、段々と町民の方が見に来られるようになった。そこから町民レガッタに出るクルーがでるといいよね、と。企業と東郷町との連携で盛り上がっていきやすいという事業だと思います。
委員	プロの選手は来たりするのですか。例えばボートに力を入れている学校の生徒がプロから教えてもらえたりするのでしょうか。
委員	デモンストレーションとかふわふわ遊具だとか書かれていますね。
委員	やはりイベント的なところで、地域に開かれているのですね。
教育長	今日、実は生涯学習課の行っているデンソーのボート教室に行ってきましたが、日本一のメンバーが、抽選で選ばれた近隣市町の小中学生に教えてくださるのですが、デンソーとトヨタ紡織というボートの力を入れている企業がありますので、今後の方向性として、いかに手を組んでいくかということが大切になってくると思う。自治体だけの世界ではない。ああいった企業さんとうまく手を組んでタイアップしていくかが重要な方向性になるかなと感じました。
委員	町はお祭りのようなイベントですけど、今回は企業とのタイアップでアスリートと接することができるということで、そういう意味合いで何か得ることができるということですね。後援の意義はあると思います。
教育長	上手に手を携えてボート競技振興を進めたいものです。 他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第34号 町指定文化財の現状変更等許可申請書に係る答申について、事務局から説明を求めます。
生涯学習課長	資料は 36 ページになります。 議題第 34 号 町指定文化財の現状変更等許可申請書に係る答申について

	<p>下記物件について、現状変更を許可するものとする。</p> <p>1 町指定文化財の名称及び所在地として  名称及び員数は、 クログネモチ 2 樹(じゅ)  種別は、天然記念物(樹木)  所在地は、東郷町大字春木字西前6065番地</p> <p>2 指定年月日及び指定書の記号番号は、  昭和54年5月21日 第14号</p> <p>3 所有者・管理者は、  東光寺の代表役員 神谷常光(つねみつ) さん</p> <p>4 指定解除理由は、  別紙答申書のとおりです。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第10条第1項の規定に基づく現状変更許可申請について、文化財保護委員会に諮問し同会から答申を受けたためです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第34号について審議をお願いします。
委員	先月の諮問の結果ですね。仕方がないという話ですね。
委員	答申の中の31ページですが、一番最後「道路拡張について」の文言について、これは教育委員会に対して述べられているということですか。
生涯学習課長	そうではなくて、文化財保護委員が、道路を拡幅したいからといってギリギリまで拡幅してしまうと、根が枯れてしまうということも得るので、今後そういった所にも目を向けていかなければならないねという、文化財保護委員が「今後こうしていきます」という意味合いの文章になります。
委員	私は先月この議案が上がった際に、現地を確認してきました。道路の拡幅によって根が露出してしまっていて、こうなる前に何か手立てがあったのではないかな、と思っていました。できなかつたのであれば、今できることは、枝を払って、ここに植えて大きくするだとか、何百年も生きてきた樹木なので、それを切り倒してしまうのは惜しいなと思って、先月も発言させていただきました。
委員	何か残す手立てを期待したいですね。
教育長	質問・意見もないようですので、議案第34号 町指定文化財の現状変更等の許可申請書に係る答申について採決に入ります。議案第34号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第34号については、原案のとおり可決します。次に、議案第35号 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>資料は、38ページになります。</p> <p>議案第35号「東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について」</p> <p>東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を別</p>

	<p>紙のとおり定めるものでございます。</p> <p>この案を提出するのは、地域移行を地域展開に名称を改める必要があるからでございます。</p> <p>これまで国・県のガイドラインから地域移行と示してきました。</p> <p>しかし、令和7年5月16日の 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめで地域クラブ活動の在り方などをよりの確に表すため地域移行という名称は地域展開に変更するとされたことによるものでございます。以上で説明を終わります。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第35号について審議をお願いします。</p> <p>各地で色々トラブルが起っています。地域移行という言葉を使うと「じゃあ、地域よろしく」と手を放してしまう、地域はそんなこと言われてもと、お互いに押し付けあうような展開になります。地域も学校も一緒にがんばりましょうというニュアンスが入ってくるのかなと思います。全国的な変更です。</p>
教育長	<p>質問・意見もないようですので、議案第35号 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について採決に入ります。議案第35号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第35号については、原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第36号 令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について、事務局から説明を求めます。</p>
参事	<p>それでは、議案につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。</p> <p>議案については「令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について」です。令和8年度使用小中学校教科用図書の採択をする必要があります。</p> <p>それでは、その内容について説明させていただきます。</p> <p>はじめに、教科用図書の採択に係る全体の概要を説明します。</p> <p>資料1「愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。</p> <p>これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、「○基本的な方針（上段）」として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。</p> <p>また、3～6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。</p> <p>次に、「○採択にあたって準拠すべき事項（下段）」として、1、2に示されたように、令和8年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。</p> <p>これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書</p>

【公開用】

	<p>を採択するものとする」、また、同施行令の第 15 条において、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする」とあるためです。</p> <p>3 以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。</p> <p>以上のことを踏まえ、資料 2 「教科用図書の採択案一覧」をご覧ください。</p> <p>上段が小学校、下段が中学校となります。ご覧のように、小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第 36 号について審議をお願いします。</p> <p>いわゆる採択替えの年はないのですが、説明があった通り、採択のある年は全国的に色んな問題が噴出してきます。それだけ大きなお金が動きますので、慎重に審議をしなければなりません。</p>
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問・意見もないようですので、議案第 36 号 令和 8 年度使用小中学校教科用図書の採択について採決に入ります。</p> <p>議案第 36 号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第 36 号については、原案のとおり可決します。
委員	教科書改訂に関連して一点お願いしたい。事務局が毎回教科書を各委員の家に運ぶのは大変であると思うので、例えば委員が役場に来て、2 週間以内に内容を確認するというやり方にできると有難い。
委員	次回はいつですか。
参事	令和 9 年です。
教育長	みなさんのお部屋の場所も取りますし、やり方につきましては検討させていただきます。
教育長	<p>ここでお諮りします。次の議案第 37 号は、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第 12 条第 1 項のただし書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第 37 号は非公開とします。
	<p>【内容非公開】</p> <p>※議案第 37 号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>7 月定例会の日程は、すべて終了しました。</p> <p>これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p>

午後 2 時 24 分終了